

令和4年度から

児童手当制度が改正されます

Point 1

現況届の提出が
原則不要になります

現況届は、毎年6月1日の状況を把握し、6月分以降の児童手当などを引き続き受ける要件を満たしているか確認するものです。

引き続き現況届の提出が必要な次の方には、6月中旬頃に現況届を送付します。

現況届の提出省略に伴い、次の場合には新たに届出が必要です。

- 離婚協議中で配偶者と別居しており、同居父母で認定を受けている方
- 配偶者からの暴力などにより、住民票の住所地在四国中央市と異なる方
- 支給要件児童の戸籍や住民票がない方
- 法人である未成年後見人、施設などの受給者
- その他、市から提出の案内があった方
- 受給者の加入する年金が変わったとき
- (例) 会社を退職し国民年金に加入した、公務員になったなど
- 同居父母として認定を受けている受給者で、離婚が成立したとき(離婚成立日が確認できる書類の添付が必要)
- 配偶者の住所が受給者と同じ市町村でなくなったとき

Point 2

所得上限限度額が
設けられます

- 令和4年6月分の児童手当(令和4年10月支給分)から、所得上限限度額が設けられ、前年の所得が左表の所得上限限度額以上の場合は、児童手当などは支給されません。
- 受給資格を喪失した後に、所得が所得上限限度額を下回った場合は、改めて認定請求書の提出が必要です。

所得制限 限度額

※下記の額を超えない場合は、児童手当が支給されます

下記の額以上だと…
児童一人につき
一律 5,000 円 (特例給付) の支給
【従来どおり】

所得上限 限度額

今回新設

下記の額以上だと…
支給無し
(受給資格が喪失します)
【改正後】

扶養親族等の数	所得制限 限度額		所得上限 限度額	
	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)	所得額 (万円)	収入額の目安 (万円)
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200
4人	774	1002	1010	1238
5人	812	1040	1048	1276

問い合わせ先

こども家庭課
TEL : 28-6027
FAX : 28-6031



詳しくは
HP をご覧ください

